

税務Q&A



ひとり親控除と 寡婦(夫)控除について

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 戸江 千枝
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)

Q 税制改正により令和2年分から未婚のひとり親にも所得控除が認められるようになったと聞きました。内容を教えてください。

A これまでは、死別または離婚によってひとり親となった場合にだけ認められた所得控除が、改正によって未婚である場合にも認められるようになりました。また、従前の寡夫控除は新設のひとり親控除に吸収され、ひとり親の控除額は、男女を問わず35万円に統一されました。

1. 「ひとり親」とは

ひとり親とは、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいうと規定されています(所得税法第2条第1項第31号)。今現在、婚姻していなければ、離婚、死別、未婚を問いません。

イ、その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ、合計所得金額が500万円以下であること。

ハ、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと。

改正前は「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当していた方の場合、上記ハの要件を満たせば「ひとり親」に該当することとなります。

2. 「生計を一にする子」とは

上記イの政令で定める子とは、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額である総所得金額等が48万円以下の子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)のことを言います(所得税法施行令第11条の2第2項)。従前は「扶養親族である子」と規定されていたので、要件が緩和されました。合計所得金額が48万円を超え扶養の要件を満たしていなくても、純損失の繰越控除などを適用したあとの総所得金額等が48万円以下になれば適用があります。

3. 合計所得金額が500万円を超える場合

なお、合計所得金額が500万円を超えても、特別の寡婦の場合27万円の控除が受けられた令和1年分までの規定はなくなりましたので、留意が必要です。

Q 令和2年の9月に妻を亡くしました。ひとり親の要件は満たしていますが、配偶者控除とひとり親控除の双方を受けることは可能ですか。

A 控除対象配偶者に該当するかどうかは、原則としてその年の12月31日の現況によって判断することになっていますが、12月31日より前に控除対象配偶者が亡くなった場合には、その死亡時の現況により判断されます(所得税法85条)。したがって、亡くなられた時点で控除対象配偶者としての要件を満たしていれば、配偶者控除が受けられます。また、ひとり親に該当するかどうかの判定も、同じくその年の12月31日の現況によりますが、その要件は満たしているので、両方の規定の適用を受けることができます。

Q 寡婦控除の改正内容を教えてください。

A 改正後の「寡婦」とは、次の(1)又は(2)に該当する者のうち、ひとり親に該当しない人をいいます。

(1)夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

イ、扶養親族を有すること。

ロ、合計所得金額が500万円以下であること。

ハ、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がないこと。

(2)夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

イ、合計所得金額が500万円以下であること。

ロ、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がないこと。

改正後の「寡婦」の要件は上記のとおりです。改正前の「寡婦」の要件との主な違いは、扶養親族を有する寡婦についても「合計所得金額要件」が課されることになったことと、いわゆる「非事実婚要件」が追加されたことです。したがって、改正前の寡婦控除の対象ではなかった人が、改正後に「寡婦」に該当することはありません。

ひとり親控除は、子どもの貧困問題に対処するためにできた規定です。しかし、男女を問わず同額のひとり親控除が認められるようになったり、寡婦控除にも非事実婚要件が追加されたりしたことは、社会や家族の変化に税法が対応したものとも言えましょう。

ともあれ、所得控除の要件には複雑なものもありますので、年末調整や確定申告で迷った場合には専門家に相談されることをお勧めします。